

# 青森県報

第三千九百七十八号

平成二十七年  
四月三日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

基本測量の終了.....	(監理課).....	一
公共測量の終了.....	(同).....	一
漁船損害等補償法による加入区の指定の変更.....	(三八地域 県民局).....	二
右 同.....	(同).....	二

### 公 告

特定商取引に関する法律第四十七条第二項の規定による公 表.....	(県民生活 文化課).....	二
特定非営利活動促進法第四十九条第二項の規定による公告	(同).....	三
林業用種苗生産事業者の登録.....	(林政課).....	三
県有地の売却に係る一般競争入札.....	(港湾空港課).....	三

### 人事委員会

労働基準法別表第一の号別区分の一部改正.....	(職員課).....	四
--------------------------	------------	---

## 告 示

青森県告示第二百四十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 作業種類

基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)

### 二 作業期間

平成二十六年六月二日から平成二十七年三月九日まで

### 三 作業地域

- 青森市
- 弘前市
- 八戸市
- 黒石市
- 五所川原市
- 十和田市
- むつ市
- つがる市
- 東津軽郡平内町、蓬田村、外ヶ浜町
- 西津軽郡鰺ヶ沢町
- 南津軽郡藤崎町、田舎館村
- 北津軽郡板柳町、鶴田町、中泊町
- 上北郡七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町
- 下北郡東通村
- 三戸郡五戸町

青森県告示第二百五十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
青森市
- 二 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 三 測量の期間  
平成二十六年十月十七日から平成二十七年三月二十日まで
- 四 測量の地域  
青森市全域

青森県告示第二百五十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律二十八号）第百十二条第三項の規定により、昭和三十六年四月一日青森県告示第百二十号をもって指定した加入区について、次のとおりその指定を変更するので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

昭和三十六年四月一日青森県告示第百二十号の一部を次のとおり改正する。  
表中

階上	三戸郡階上町大字道仏の全区域
を	
階上	三戸郡階上町の全区域
に、	
を	
はちのへ	八戸市全域と三戸郡（ただし、三戸郡階上町大字道仏の全域を除く。）
を	
はちのへ	八戸市及び三戸郡（ただし、三戸郡階上町の全区域を除く。）の区域

に改める。

青森県告示第二百五十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律二十八号）第百十二条第三項の規定により、昭和四十七年五月二十七日青森県告示第四百十号をもって指定した加入区について、次のとおりその指定を変更するので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

昭和四十七年五月二十七日青森県告示第四百十号の一部を次のとおり改正する。  
表中

百石	上北郡百石町の全区域
を	
百石	上北郡おいらせ町の全区域

に改める。

### 公 告

特定商取引に関する法律第四十七条第二項の規定による公表

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）第  
四十七条第一項の規定により、次のとおり特定継続的役務提供に関する業務の一部の  
停止を命じたので、同条第二項の規定により公表する。

平成二十七年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

Aki美容整体

二 氏名

進藤亜希子

三 営業所の所在地

青森市浜館四丁目九の一八

四 業務停止の期間

平成二十七年三月三十日から同年十二月二十九日まで

五 停止業務の範囲

青森県の区域内における法第四十一条第一項に規定する特定継続的役務提供に関する業務のうち次に掲げるもの

1 特定継続的役務提供契約（法第四十一条第一項第一号に規定する特定継続的役務提供契約をいう。以下同じ。）の締結について勧誘をすること。

2 特定継続的役務提供契約の申込みを受けること。

3 特定継続的役務提供契約を締結すること。

特定非営利活動促進法第四十九条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項の認定をしたので同法第四十九条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

特定非営利活動法人斗南んどこ健康村

二 代表者の氏名

奈良正義

三 主たる事務所の所在地

むつ市大字田名部字下道四

四 その他の事務所の所在地

なし

五 認定の有効期間

平成二十七年三月二十三日から平成三十二年三月二十二日まで

林業用種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十七年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 二六八 平成 二七・三九	生産事業者	氏名又は 山田健	住所	採取	種	生産事業の内容	事	業	所
	住	十和田市 東二十 番町二 〇二八	精選	成の幼 育木の 成の苗	成の幼 育木の 成の苗	山田種 苗	名	称	所
									所在地

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年四月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
八戸市築港街一丁目三の六〇の内	雑種地	二、六四四・一三平方メートル

二 予定価格

四千八百六十五万九千九百九十二円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市築港街一丁目三の六〇

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎南棟六階 県土整備部C会議室及びD会議室

2 日時

平成二十七年四月十六日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。  
指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成二十七年四月十三日午後二時から、八戸市築港街一丁目三の六〇において現場説明を行う。

人 事 委 員 会

人事委員会告示二十七第一号

平成十一年六月九日人事委員会告示十一第二号（労働基準法別表第一の号別区分）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月三日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

別表第三号の項中「含み、同ダム管理所を除く」を「含む」に改める。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭